

有効期間満了日 令和4年3月31日

熊刑企第424号

令和2年5月27日

新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言後の捜査上の留意点等について  
(通達)

新型コロナウイルス感染症については、令和2年5月25日、緊急事態解除宣言がなされたところであるが、これを受けて、警察庁刑事局刑事企画課長から別添「新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言後の捜査上の留意点等について(通達)」(令和2年5月25日付け警察庁丁刑企発第48号)が示された。

緊急事態解除宣言後も、捜査活動を行うに当たっては、基本的な感染防止策の徹底を継続する必要があるところ、上記警察庁通達のほか、「捜査活動における捜査員の感染防止と業務継続性確保の一層の徹底について(通達)」(令和2年5月18日付け熊刑企第397号)等の県通達を踏まえつつ、引き続き、捜査員の感染防止と業務継続性の確保に努められたい。

※ 警察庁通達「新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言後の捜査上の留意点等について(通達)」については、警察庁ホームページをご覧ください。